

番組：「お年寄りを虐待から守る」を見て

「お年寄りを虐待から守る」と題する、ある地域包括センターのスタッフの活動のルポ番組を見た。

一般に、高齢者への虐待は発覚しづらく、複雑な家庭事情などが絡むことが多いため、防ぐためのノウハウが蓄積されにくいという背景があるといわれている。

番組でも、老親が働かず何度も生活費をせびりにくる息子から何度も傷害を負うも、「親だから…」と、緊急避難的に居住先を変えるように説得するスタッフに応じようとしないケース、また、入浴もできない現状等から、スタッフは施設入所を勧めるも、「息子だから…」と老親を介護し続けるケース等がルポされていた。

自分は介護保険法が施行されて間もない頃、高齢者の虐待問題への行政としての支援策構築のためにアドバイスを求められたが、「虐待防止法のような裏付けがないと、行政としては家族間問題に介入するのは難しいのではないかと？」としか云いようがなかった。

ようやく 2006.4 にいわゆる「高齢者虐待防止法」が施行されたが、やはり厳しい現実のようである。

さて、児童虐待は、「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」と、この四分類されているが、自分は更に「知的虐待（善意の虐待）」も加えていいのではないかと考えている（「雑学BN」の書籍等読後感関係（Ⅱ）、2005.09.19.『『なぜ、その子供は腕のない絵を描いたか』を読んで』：参照）。

高齢者の虐待は、四分類にプラスして「経済的虐待」が追加されている（第二条4の2）。つまり、年金・預貯金・財産の横取り、不正使用、売却されること。

高齢者は加齢に伴う変化もあって発覚し難い、また、家族も言い逃れし易いという問題もはらんでいるよう。

こうした話を聞くと、障害児・者の虐待問題でも、「障害故の症状だから」と、言い逃れし易い側面をはらんでいるのではないかと、危惧を抱かざるをえない。

介護保険法、障害者自立支援法の施行で、保健師、生活支援員、ヘルパー等が家庭に入り込む機会が増え、虐待が発覚する機会は増えたと思うが、それにしても、家族間のいざこざに時に我が身に危険が迫ることもありうるだけに、余程の精神力が必要だろうなあと推測できる。

それだけに、発覚後にスタッフが家族間の仲介のために精神的にバテないように、行政の関係機関等との連携・バックアップをしっかりと欲しいと思う。